

京都市推計人口統計調査の概要

1 調査の目的

本市の異動人口及び異動世帯を国勢統計区別に把握し、毎月の国勢統計区别人口及び世帯数を推計し、本市の諸行政の基礎資料とする。

2 調査の時期

毎月

3 調査の対象

住民基本台帳による異動人口及び異動世帯

4 調査項目

- (1) 出生 … 出生児数
- (2) 死亡 … 死亡者数
- (3) 転入 … 転入元別転入人口及び世帯数
- (4) 転出 … 転出先別転出人口及び世帯数
- (5) その他 … 以下の異動事由による人口及び世帯数

住所設定，職権記載，回復，転出取消，在留変更，世帯合併，世帯分離，戸籍異動(性別の変更に係るもののみ)，修正，職権消除，失踪，法務省通知による消除，最新修正

5 推計方法

(1) 月次推計

直近の国勢調査結果に、住民基本台帳による異動数を加減し、国勢統計区別に毎月1日現在の人口及び世帯数を推計する。

(2) 年齢別推計（毎年10月1日現在）※掲載なし

各歳男女別に、直近の国勢調査結果人口の、同調査年の住民基本台帳上の人口に対する割合（「乖離率」という）を、当該年の住民基本台帳上の人口に乗じて年齢分布を推計し、その比率を当該年の推計人口に乗じて算出する。なお、国勢調査結果の年齢不詳人口は、各歳の構成比に応じて按分している。